

件名 管轄各州における夜間外出禁止令の状況（6月3日）

ポイント

既に領事メールにてお伝えした地域以外の当館管轄州においても、抗議活動や暴動の発生等を受け夜間外出禁止令が発令されています。詳細は本文をご覧ください。

本文

既に5月29日、30日、31日、6月1日および6月2日の領事メールにてお伝えした地域以外の当館管轄州においても、抗議活動や暴動の発生等を受け夜間外出禁止令が発令されています。現時点で把握できているものは、既に発令された外出禁止令の期限が延長された地域を含めると、以下のとおりです。

○イリノイ州シカゴ市：5月30日から、別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前6時まで。

○イリノイ州オーロラ市：6月3日から6月4日午前6時まで有効。外出禁止時間帯は午後8時30分から翌日の午前6時まで。

○ミネソタ州ミネアポリス市及びセントルイス市：6月1日から6月5日午前4時まで有効。外出禁止時間帯は午後10時から翌日の午前4時まで。

○アイオワ州デモインを含むポーク郡：5月31日から別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前5時まで。

○ミズーリ州セントルイス市：6月2日から別途の発表がある時期まで有効。外出禁止時間帯は午後9時から翌日の午前6時まで。

今後、追加及び延長となる可能性も十分あり得ます。また、交通制限や一部区域へ住民や必要不可欠な労働者以外のアクセスを認めないなどの措置も取られていますので、引き続き関連情報の収集に努めてください。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の夜間外出禁止令を遵守するとともに安全確保に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応) (注) Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。